

婦人と親族法

太田 英 隆

第三節 親権の喪失

此前には親権の效力に付いてお話し致しておきました。是れから其親権の喪失と云ふことに付いて少し述べ様と思ひます。

元來吾邦の習慣と致しまして、親か子に對して親権を行ひ、子の一身上のことに付いては凡て世話を見て居るのでありますから。外から何彼れとそれに干渉するのは如何にも不都合の様に考へられます。併し乍ら法律が親権を規定して父又は母に此權利を與へてありますから。父又は母たる人が餘り感服の出來ぬ人でありまして、親権を濫用したり又は甚だしい不行跡なことがあつた場合におきまして、尙ほ親権は行なはしむると致しませうが。子の爲めに不利益なことか多く、法律が親権を設けて子を保護しようとする精神と反對

になつて來ります。それ故に此様な場合にかきましては裁判所は、其子の親族又は檢事の申立てに因りまして。親から此權利を取り上げてしまふのであります。是れを親権の喪失と申します。之れは常に子を保護するばかりでなく、公益上亦此様にする必要があるからであります。

右に述べました通り裁判所が親権の喪失と言ひ渡すのは。親権者が親権を濫用したり又は甚だしい不行跡なことがある場合に限りです。そして親権の濫用又は不行跡と云ふことは、頗る漠然とした事でありまして、如何なるものか其標準となるかと云ふことに付いては、法律におきましても別段に之を定めてはありませんか。兎に角親権の濫用と云ふことは、親権者が法律の認めて居る範圍を超へて其權利を行なつたり、又は法律が認めて居る範圍でありまして、其親権を行なふ方法が宜しくないのを云ふのであります。例へて申しますれば、子か悪い事をした時に之れを懲戒する場

合に當つて打ち毆いて傷を負はせたり。或は監護教育等の方法が宜くないとか又は財産の管理が其當を得て居らぬと云ふ様な場合であります。又甚だしい不行跡と申しますのは、例へば飲酒などに耽つて家事を顧みないと云ふ様なのを申すのでありまして此等は事實に付いては總て裁判所の判斷に依つて定まるのであります。そして親權の喪失を裁判所に向つて請求することの出来るものは其子の親族又は檢事に限られてあるのであります。子は自分からは如何なる場合であつても此請求を致すことは出来ないのでありまして、法律分りに此請求をすることの權利を與へない譯は子として親を訴へると云ふ事は、道德名分の上等に於ても決して許すことが出来ぬからであります。又親權の濫用と云ふ事か其全部に亘らないで、單に財産に關係して親權を行ふ方法が宜しくないと云ふ場合例へば、子の教育や監護などに關しては其方法が宜しいけれども、親權者か子の財産を消

費したり、又は子の財産を以て危険の商業を營むと云ふ如き場合に於ては如何かと申しまするに。此場合にかきましては、必ずしも親權の全体を取り上げてしまふ迄の必要はありませんから、唯財産の管理權だけを喪失せしめて此弊害を妨ぐ事に致して居ります。そして親權を行ふ父が此權利を喪失する裁判所に言ひ渡しを受けた時は、此權利は家にある母に移り、若し母のない時又は母か之を辭した時、或は之を行ふ事が出来ない時は後見人が子の財産を管理するものであります。親權を有する父又は母が親權を濫用し、又は著しい不行跡のある時、又は財産管理の失當に依つて、全部又は一部の權利の喪失を宣告するのは、己むを得ざる場合から出たのでありまして、此等の原因が止んだ後も仍ほ此權利を回復させないと云ふの道理はありませぬから、此場合にかきましては裁判所は本人又は其親族の申し立てに困りまして、親權の回復を言ひ渡します、之を失權宣告

の取消しと申します。親権は先に述べました如く、權利であると同時に義務でありますから。之を辭退することの出來ぬの原則であります。併し乍ら女子は其自然の性質と、吾邦實際の有様とに依つて、婦人には往々財産の管理に適當なものがありませんから、母に恨つて財産の管理を辭退する事を許すことに致して居ります。其故は若し之を許さないで強いて母をして子の財産を管理させ様とする時は之が爲め却て不利益と爲るような事があるからであります。併し乍ら母も財産に關係のない子の身上に係る事に付きましては、父と同じく其親権を行ふ義務があるのであります。法律が母に財産の管理以外の親権を抛棄する事を許さないのは、子を保護するものは親に優つたものではなく、之を他人に委ねて親が顧みないと云ふ事は道義にも逆り子の利益にも反することか大いばかりでなく、母を以て子の身上の保護を爲すに最も適當と

認められたからであります。それ故に母か子の財産の管理を辭した時は後見人を置くものでありまして母は子の身上の保護を爲し後見人は其財産を管理致します。是で親権のお話しは全体が終りましたから。次には後見に付いてお話し致します。

臺所の改良 道 子

私は常々、そを思つて居るので御座いますが、凡そ日本の臺所程非文明なものはないからうと存じますので、憶面もなく茲に改良す可き節々を申し上げます。第一には例の竈ですが是は是非とも思ひ切つて改良竈にしなければ臺所を清潔にすることが出来ません。煤は文明的臺所は大禁物です。そして竈の下には薪を（灰でも）入れる箱（薪は其引き出しに入れる様に造る）が必要で、斯うすると竈が高くなつて中腰にならずに立つて居て仕事が出来ます。次には水流しを高くすることです。是は通常の臺付の流しの様に構しらへて流しにはトタンを張るのです。流しの下は野菜物を置く戸棚に作ると便利で御座います。それから、いろ／＼料理したものを板の間に置かないで必ず棚の上か卓子の上に置く様にすることです。それには卓子よりは棚を工夫して要らぬ時は外づして置ける様に構へると頗る重寶で且清潔であります。